部長及び参事官　　生企発第217号
殿　　令和４年３月16日
所　属　長　　10年保存（係）
本　部　長

銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策について（通達乙）

生活安全警察に係る許可等事務における新型コロナウイルス感染症対策については、「許可等事務における新型コロナウイルス感染症への対策等について（通達乙）」（令和３年４月19日付け生企発第256号）等において示達しているところであるが、銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策の在り方については、関係する法令及び通達によるほか、下記のとおりとするので、対応に誤りのないようにされたい。

なお、「銃砲行政における新型コロナウイルス感染症対策について（通達乙）」（令和２年12月18日付け生企発第833号）は、本通達の実施をもって廃止する。

記

１　趣旨等

銃砲及びクロスボウの所持許可手続については、もとより厳格な運用が求められるところであるが、他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り人との接触機会を減らす運用が必要となる。

そこで、新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な措置として、猟銃若しくは空気銃（以下「猟銃等」という。）又はクロスボウの所持許可の更新手続においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の申請書類を揃えられない場合であっても申請を認め、また、調査及び審査については可能な限り進めつつ、問題が把握されない限り、更新手続中における猟銃等又はクロスボウの所持を認め、更新については、所定の手続が完遂した後に行うこととする。

また、猟銃等又はクロスボウの所持許可の手続については、必要な書類が全て提出された後に申請を受理し、必要な調査等が全て行われた後に許可を行うが、申請準備や審査の長期化等により講習修了証明書等の有効期間が経過してしまう場合には、講習修了証明書等を引き続き有効なものとして取り扱うこととする。

２　猟銃等講習会等

(1)　猟銃等講習会、クロスボウ講習会及び技能講習（以下「猟銃等講習会等」という。）について、新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、延期又は中止する場合がある。

(2)　猟銃等講習会等を延期又は中止する場合には、県本部生活安全企画課と署

が連携して受講希望者に対し、その旨と以後の手続を丁寧に説明するなど、きめ細かに対応すること。

3　所持許可の更新手続等

(1)　所持許可の更新手続

ア　申請

(ｱ)　猟銃等又はクロスボウの所持許可の更新を受けようとする者が、新型コロナウイルス感染症の影響により、診断書、市町村の長の証明書、講習修了証明書、技能講習修了証明書等、申請に必要な書類の一部を提出又は提示することができない場合、それ以外の申請書類を受領して審査を開始して差し支えない。

(ｲ)　一部の申請書類の提出又は提示がなかった場合には、後日、当該書類の提出又は提示を受けること。

イ　郵送等による申請と猟銃等又はクロスボウの提示

(ｱ)　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和４年内閣府令第４号)による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。）第34条の規定により、申請書を提出する際には、猟銃等又はクロスボウを提示することが求められているが、申請書類を郵送又は代理人により提出させた上、後日、猟銃等又はクロスボウの提示を受けることとして差し支えない。この場合、署等への来訪日時の調整等により、可能な限り速やかに猟銃等又はクロスボウの提示を受けること。

(ｲ)　申請者が郵送により申請書類を提出する場合、講習修了証明書、技能講習修了証明書、猟銃・空気銃所持許可証及びクロスボウ所持許可証については、これを確認した後、簡易書留により申請者に返送すること。

　この場合、返送用の書留用封筒を申請者に同封させるなど、郵送及び返送に必要な費用は、申請者の負担とすること。

ウ　認知機能検査

(ｱ)　猟銃等又はクロスボウの所持許可の更新を受けようとする者に対する認知機能検査については、府令第16条の規定により、所持許可の有効期間が満了する日の２月前から１月前までに行うこととされているが、地域や申請者の実情等を踏まえ、同期間以外に実施することとしても差し支えない。

(ｲ)　所定期間内に認知機能検査を実施できなかった場合には、後日、同検査を実施すること。

エ　各種調査

(ｱ)　猟銃等又はクロスボウの所持許可等に関する各種調査の要領については、「銃砲等又は刀剣類の所持許可等に関する各種調査の実施要領について（通達）」（令和４年３月14日付け生企発第196号）において指示しているところであるが、面接により行うべき本人及び周辺への調査については、地域の実情等を踏まえ、これが困難である場合、まずは電話により可能な範囲で実施すること。

(ｲ)　暫定的な措置として、電話による調査を実施した場合には、後日改めて、面接により必要な調査を確実に実施すること。

オ　所持及び更新可能期間の指定

(ｱ)　所持許可の有効期間が満了する日までに、

○　申請に必要な書類の全ての提出又は提示を受けることができない場合

○　猟銃等又はクロスボウの提示を受けることができない場合

○　認知機能検査や面接による調査等を実施することができない場合

○　保管設備の確認を行うことができない場合

など、所持許可の更新手続を完遂できない場合において、その時点で把握する限りにおいて不更新にするべき事情が認められないときには、所持許可が引き続き有効なものとなるよう、暫定的な措置として、所持及び更新可能期間を指定する措置を講ずるものとする。

(ｲ)　本件措置は、猟銃・空気銃所持許可証又はクロスボウ所持許可証の記載事項変更欄にその内容を記載して公安委員会印を押印することにより行い、また、所持及び更新可能期間の末日は、当面、所持許可の有効期間が満了する日から起算して３月を経過した日とする。

カ　講習修了証明書及び技能講習修了証明書の有効期間

講習修了証明書及び技能講習修了証明書については、新型コロナウイルス感染症に起因する事情により有効期間が経過するまでの間に所持許可の更新の申請を行うことができなかった者が、当該事情がやんだ後に申請のために提示したときは、所持許可の更新の時点で有効なものとして取り扱うこと。

キ　所持許可の更新

(ｱ)　所持許可の更新に必要な手続を全て遂げ、許可の基準に適合すると認めた場合に、所持許可の更新を行うこと。

(ｲ)　上記オの措置により、所持及び更新可能期間を指定した後に所持許可の更新を行う場合における更新日は、所持許可の有効期間が満了した日の翌日とする。

(2)　所持許可の手続

ア　教習修了証明書等の有効期間

教習修了証明書、講習修了証明書、合格証明書及び技能講習修了証明書については、新型コロナウイルス感染症に起因する事情により有効期間が経過するまでの間に所持許可の申請を行うことができなかった者が、当該事情がやんだ後に申請のために提示したときは、所持許可の時点で有効なものとして取り扱うこと。

イ　申請者に対する説明

猟銃等又はクロスボウの所持許可の申請を受理するに当たり、申請者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、標準処理期間内に処分をすることができない場合があることを説明すること。

ウ　許可の失効

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和３年法律第69号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号。以下「法」という。）第８条第１項第１号の規定により、猟銃等又はクロスボウの所持許可を受けた者が、許可を受けた日から起算して３月以内に、許可に係る猟銃等又はクロスボウを所持することとならなかった場合には、許可の効力を失うとされているところであるが、当該期間の末日までに申出があれば、当該期間が経過した日から起算して新型インフルエンザ等緊急事態宣言において指定された本県における新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間（以下「緊急事態期間」という。）を加えた期間が経過するまでの間は、許可の効力が失われないものとして差し支えない。

(3)　その他

ア　法第５条の２第３項第２号関係

(ｱ)　災害により許可済猟銃を亡失等した者については、法第５条の２第３項第２号の規定により、亡失等により当該許可済猟銃の所持の許可が効力を失った日（当該災害に起因するやむを得ない事情により、猟銃の所持の許可の申請をすることができなかった者にあっては、当該事情がやんだ日）から起算して１月を経過しない間に許可を受けることができるとされているところであるが、当該期間の末日までに申出があれば、当該期間が経過した日から起算して緊急事態期間を加えた期間が経過するまでの間は、同号を適用して差し支えない。

(ｲ)　同号の適用に当たっての技能講習修了証明書の有効期間の取扱いについても、上記(2)アと同様とする。

なお、技能講習修了証明書の交付を受けていない者については、同号の適用はない。

イ　法第５条の２第３項第３号関係

(ｱ)　海外旅行、災害、その他政令で定めるやむを得ない事情により、許可の更新を受けることができなかった者については、法第５条の２第３項第３号の規定により、当該事情がやんだ日から起算して１月を経過しない間に許可を受けることができるとされているところであるが、当該期間の末日までに申出があれば、当該期間が経過した日から起算して緊急事態期間を加えた期間が経過するまでの間は、同号を適用して差し支えない。

(ｲ)　同号の適用に当たっての技能講習修了証明書の有効期間の取扱いについても、上記(2)アと同様とする。

なお、技能講習修了証明書の交付を受けていない者については、同号の適用はない。

４　感染予防対策

各種講習会の開催、警察施設での申請者への対応等を行う場合には、その時々における最新の新型コロナウイルス感染症対策を参照しつつ、特に以下の点の感染予防対策を徹底すること。

○　講習会施設における対人距離の確保

○　施設の換気

○　施設・設備の消毒

○　症状のある方への入場制限

○　警察施設における申請等の個別対応における日時調整

５　その他留意事項

(1)　本通達の運用については、所持許可の更新の申請者等に対し、確実に周知を図ること。特に、近く所持許可の有効期間の満了を迎える者に対しては、個別に連絡し、手続内容を丁寧に説明するなどの対応をすること。

(2)　猟銃等又はクロスボウの所持許可に係る不適格者情報を把握した場合には、迅速かつ的確に対処すること。

(3)　本通達の運用については、許可等事務の担当者はもとより、法の違反に係る処分の担当者に対し、指導教養を徹底し、誤りのないようにすること。

(4)　上記に示したほか、講習修了証明書の書換えの申請等については、「猟銃又は空気銃の所持許可等の手続に係る申請者の負担を軽減するための措置について」（平成26年10月３日付け生企発第991号）により、負担軽減措置を例示しているところ、可能な限り、郵送による手続を積極的に活用するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に特段の配慮をすること。